携帯電話等エリア整備事業

(基地局施設整備事業)

携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを全く利用することができない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とすることにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共 団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合に、国が整備 費用の一部を補助する。

【補助対象及び補助率】

• 事業主体: 地方公共団体

・対象地域:地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)

•補助対象:基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)

・補助率 : 1の携帯電話事業者が参画する場合: 1/2

複数の携帯電話事業者が参画する場合: 2/3

2 イメージ図

